

「福井県不登校対策指針」の改訂について

義務教育課
高校教育課

＜改訂の主旨＞

不登校は全国的に高水準で推移しており、国は生徒指導上の喫緊の課題として、平成28年9月に支援の充実を一層図るよう都道府県に通知している。

本県においては、平成22年に「福井県不登校対策指針」を策定して以降、不登校者数の少ない状況が続いていたが、中学校は平成27年度から、小学校と高等学校は平成28年度から増加傾向にある。

そこで、現状に合わせて指針を見直し、全教員に配付することで、教員一人ひとりに対して本県独自の方向性をあらためて示し、不登校対策の一層の推進を図る。

＜主な変更点＞

1. 未然防止について

意識調査をもとにPDCAを回し、「魅力ある学校づくり」の視点に立った教育実践の見直しを図るためのポイントを示す。

- ・学習指導要領の改訂に伴い、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- ・新たな教育相談手法として、ソーシャルスキルやストレスマネジメント等を用いる。
- ・SNS等の普及等に伴い、インターネットの適正利用を促進する。
- ・発達障害等に関する理解を深め、個に応じたきめ細かな配慮を行う。

2. 初期対応について

予兆をいち早くキャッチし、全教職員が共通実践できるよう、欠席0～1日、欠席2日、欠席3日、累計欠席5日と場合を分けて、具体的な対応方法を示す。

- ・担任一人で抱え込まないように、学校間、校種間での情報共有の徹底を図る。
- ・スクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、専門スタッフを含めた「チーム学校」で対応する。
- ・累計欠席5日以上で作成する県独自の「状況シート」の活用を促進する。

3. 自立支援について

不登校対策の最終目標である「自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する」ことを、関係機関等のネットワークで継続的に支援することを示す。

- ・休養の必要性も考慮した上で、適応指導教室や教育総合研究所等と連携するなど、ケースに応じた支援を行う。
- ・関係機関連絡先一覧に、「性暴力救済センターふくい（ひなぎく）」等を追加する。